

1 公費解体制度のQ & A

問1 市による解体・撤去の対象は

(答)

住家：り災証明書（居住者用）「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」

非住家：り災証明書（所有者用） 判定「大被害」

地震により損壊した家屋等が対象となります。具体的には、住家の場合はり災証明書で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定されたもの、住家以外の場合はり災証明書で「大被害」と判定されたもので、倒壊のおそれがあると認められる場合や、生活環境保全上の支障があると市が認める場合などは対象となります。

問2 申請期間はいつまでか

(答)

公費解体の申し込みの締め切りは令和7年3月31日（月）となります。

問3 家屋の一部だけを解体・撤去してもらいたい対象となるのか

(答)

基本的に対象となりません。本市で行うのは棟単位で解体・撤去する場合のみとなります。

※一棟の建物でも増築等により構造上別で、申請者自身で縁切り（建物を分ける工事を行うこと）を行うことにより解体・撤去の対象となる場合があります。（問4参照）

問4 母屋と増築した倉庫がつながっているが、倉庫だけ解体・撤去してもらえるのか

(答)

解体は、棟単位で行いますので、一棟の建物であればできません。

ただし、登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合は、倉庫のみ解体・撤去できる可能性があります。解体・撤去の可否については事前にご相談ください。

また、申請者自身で、縁切り等を行っていただく必要があります。※相談前にご自身で縁切り等を行わないようにしてください。

【注意】

○ 縁切りを行えば公費解体の対象になる、ということではありません。仮に縁切りを行

ったとしても、残したい部分だけ残す工事が可能かどうかは、家屋の状況等を確認した上で判断することになります。

- 建物の部分ごとのり災証明書により半壊以上となる部分については、申請者自身で縁切り（建物を分ける工事を行うこと）を行うことにより解体・撤去の対象となります。
- 四方を他の構造物に囲まれているなど事由により、対象となる倉庫のみの解体・撤去が物理的に困難な場合は、対象外となる場合があります。

問5 家屋等の改修・補修（家屋の一部を復旧させる工事等）によって発生した廃棄物は撤去の対象となるのか

（答）

対象となりません。

問6 敷地内に住家と倉庫があるが、住家と一緒に倉庫を解体・撤去してもらいたい

（答）

住家が、り災証明書（居住者用）で「半壊以上」の判定を受けている住家と一体的に解体・撤去する場合は、対象となります。

問7 敷地内に住家と倉庫があるが、倉庫のみの解体・撤去は対象となるのか

（答）

倉庫が、り災証明書（所有者用）で被害程度「大被害」の判定を受けていれば、倉庫のみの解体・撤去も対象となります。

【注意】

- 四方を他の構造物に囲まれているなど事由により、対象となる倉庫のみの解体・撤去が物理的に困難な場合は、対象外となる場合があります。

問8 ブロック塀やよう壁などの解体・撤去は対象となるか。

（答）

ブロック塀やよう壁などは対象となりません。ただし、倒壊のおそれがあると認められる場合又は工事支障のため撤去の必要性がある場合は、対象となります。

問9 庭木・庭石や土間コンクリートは対象となるのか。

（答）

庭木・庭石の類は、解体・撤去の対象となりません。土間コンクリートは、家屋内部の土間や家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き対象となりません。ただし、工事支障のため撤去の必要性があるものは対象となります。

問 1 0 浄化槽・便槽の撤去は対象となるか。

(答)

住居と一体として解体・撤去するのであれば、合併浄化槽・単独浄化槽・便槽も対象となります。

問 1 1 家財道具はどこまで処分しておく必要があるか

(答)

家財が大量に残置されることで、大幅に解体日数が長くなる可能性があります。迅速な解体を行うため、建物の倒壊等の危険のない範囲で、ボランティアと連携していただくなどにより、環境省の指針※に従い、安全に十分配慮した上で、できるだけ家財の搬出にご協力をお願いいたします。また、家財の取り出しは公費解体の申請後でも可能です。

詳しくは、環境保全課（74-8082）までご相談ください。

※災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）

撤去（必要に応じて解体）する損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらう。

問 1 2 空家は対象となるのか

(答)

り災証明で「半壊」以上又は「大被害」の判定を受けている空家で、倒壊のおそれがあると認められる場合や、生活環境保全上の支障があると市が認める場合などは対象となります。

詳しくは、環境保全課（74-8082）までご相談ください。

問 1 3 近所に倒壊しそうな危険な空家があるので解体してもらいたい

(答)

所有者が不明の場合は、移住定住推進課（74-8190）にご相談ください。

【備考】

危険な空家については、移住定住推進課が所有者の特定を行います。所有者が特定できた場合は、所有者に対して、家屋の適切な維持管理に努めるよう指導します。

問 1 4 解体はいつごろになるのか

(答)

地域ごとに申請を取りまとめ、一定程度の目処が整った場所から解体・撤去を行う予定と

しております。そのため、解体についての明確な時期をお答えすることはできません。

そのため、倒壊による二次災害の危険性があると認められる場合は、自費解体にてご対応いただくことのご検討をお願いいたします。

問 1 5 申請から解体着手までの大まかなスケジュールはどうなるのか

(答)

受付後に書類審査、市の担当者（委託事業者含む）による現地確認、解体実施の決定、申請者と市、解体業者による3者立会いでの現地確認により、解体対象家屋の特定をします。

また、場合によりアスベスト調査等が必要になる場合があります、最初の立会いから解体着手までの期間は概ね1～3ヶ月程度となる見込みです。（変更の場合有）

申請書類が整っていない場合など、追加の資料をお願いすることで、解体着手までにさらに時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

なお、解体・撤去被災工作物等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続きは、申請者が解体・撤去工事着手前までに完了してください。

問 1 6 解体着工から完了までの大まかなスケジュールはどうなるのか

(答)

市の担当者（委託事業者含む）による現地確認後に解体事業者や工事スケジュールを決定いたします。

工事にかかる期間は、解体する建物の大きさ構造により異なりますが、概ね2～8週間程度です。

解体完了後に申請者、解体業者及び市の担当者（委託事業者含む）3者で現地確認を行い、完了となります。